

多機能施設 檜の木

(小規模多機能型居宅介護)

運 営 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、株式会社檜の木が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）多機能施設 檜の木（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援、要介護状態にある者（以下「要支援者」「要介護者」と言います。）に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画および介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い、訪問、宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の支援を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、酒田市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多機能施設 檜の木
- (2) 所在地 酒田市藤塚字中畑 1 5 8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
・事業所の従事者の管理及び業務の管理
- (2) 介護支援専門員 1 人

- ・利用者様及びご家族の日常生活上の相談、助言
- ・利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」と言う。）の作成
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整。

（３）看護職員 １人

- ・利用者の健康管理、看護業務を行う。

（４）介護職員 ８人

- ・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

また、宿泊に対して１人以上の夜勤職員を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保する。

（営業日及び営業時間）

第６条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日 ３６５日

- （２）営業時間
- ①通いサービス（基本時間） ９時～１６時
 - ②宿泊サービス（基本時間） １６時～翌日 ９時
 - ③訪問サービス（基本時間） ２４時間

（利用定員）

第７条 当事業所における登録定員は２５人とする。

- （１）１日に通いサービスを提供する定員は１５人とする。
- （２）１日に宿泊サービスを提供する定員は９人とする。

（利用の手続き）

第８条 当事業所の利用を希望する時は、下記に定める書類により手続きを行うものとする。

- （１）利用申込書
- （２）健康診断書
- （３）その他事業所が必要とする書類

（利用の基準）

第９条 要支援または、要介護状態にある者で共同生活を送ることが可能な者とする。

２ 利用の決定は、事業所で行う利用判定会議で検討を行い決定する。

（契約の終了）

第１０条 以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとする。

- （１）要介護認定により利用者の心身の状態が自立と判断された場合
- （２）利用者の契約解除の申し出があった場合
- （３）利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- （４）事業所のやむを得ない事情により契約の継続が困難な場合

(5) 利用者が死亡した場合

(提供するサービスの内容)

第11条 当事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

- ① 日常生活上の世話及び機能訓練
- ② 食事の提供
- ③ 入浴介助
- ④ 送迎
- ⑤ 居宅サービス

(2) 訪問サービス

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な支援を行う。

(3) 宿泊サービス

当事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を行う。

(4) 生活に関する相談・助言

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第12条 事業所のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を十分に把握し、個別に小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努めることとする。
- 3 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上、援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成することとする。
- 4 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 5 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付し、援助の目標及び内容について利用者や家族に説明を行う。なお、交付した小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存することとする。
- 6 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うこととする。
- 7 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。
酒田市

(サービスの利用料金)

第 14 条 提供する当事業所の利用料金は、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、その 1 割または 2 割または 3 割の額とする。)ただし、次に掲げる項目について、別に定める利用料金の支払いを受けます。

- (1) 宿泊にかかる費用
 - (2) 食事の提供にかかる費用
 - (3) レクリエーションやクラブ活動にかかる費用の実費
 - (4) サービス提供に関する複写物の交付にかかる費用の実費
 - (5) 日常生活上必要となる諸費用の実費
 - (6) 日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用の実費
- 2 前 6 項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までに利用者に説明することとする。
- 3 前 6 項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 15 条 利用者はサービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。
- 2 利用者は事業所内の設備や器機は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償することとする。
 - 3 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為は禁止する。

(緊急時における対応方法)

- 第 16 条 サービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じることとする。

(協力医療機関)

第 17 条 協力医療機関は、次の通りとする。
岡田内科循環器科クリニック、渡邊クリニック、ホワイト歯科

(その他運営についての留意事項)

第18条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 定期的研修 随時

(個人情報の守秘義務について)

第19条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。従業員が違反した場合は、損害賠償を求める事とする。

(苦情処理)

第20条 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 事業者は、提供した小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
- 5 事業者は、提供した小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(事故発生時の対応)

第21条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。

(衛生管理)

第22条 サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染症等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとする。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(非常災害対策)

第23条 非常災害に関しては、株式会社檜の木で定めてある消防計画によるものとし、毎年定期的に、避難、救助、その他必要な訓練を行う。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行うこととする。

(緊急時やむを得ず身体拘束を行う際の手続き)

第24条 利用者に身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

ただし、サービスの提供に当り、利用者又は、他の利用者等の生命又は保護するため緊急やむを得ない場合は、利用者、利用者の家族に「身体拘束に関する説明書」に基づき説明を行ったうえで同意を得るとともに、その拘束の必要な理由、方法、時間、心身の状況等を報告し、職員は記録、評価を行い一刻も早い拘束解除を目指す。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための指針を設ける
 - 二 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する
 - 三 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする
 - 四 虐待防止のための従業員への研修を定期的かつ計画的に行う
 - 五 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(運営推進会議、地域との連携)

第26条 当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び当事業所についての知見を有する者等とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサ

ービスが行われているかの評価を受ける。地域住民やボランティアとの連携及び協力を行う等の意見交換・交流を積極的に図って行く。

- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表する。

（記録の整備）

第27条 事業者は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 2 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

付 則

- 1 この運営規程は、平成23年9月25日から施行する。

平成27年8月1日改定

平成30年8月1日改定

令和6年2月1日改定